令和　　　年　　　月　　　日

**第１号様式（３）**

**三重県働き方改革推進奨励金交付申請書**

三重県知事　　宛

次のとおり三重県働き方改革推進奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

**１　対象取組**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象取組 | | 【男性の育児休業の取得促進】  ア　７日以上１か月未満　　　イ　１か月以上３か月未満  ウ　３か月以上  （いずれかに〇をつけること） | | | |
| 男 性 労 働 者 の 状 況 |  | |  | | |
| 子の生年月日 | | 年　　　月　 　 日 | 子 の 氏 名 |  |
| 育児休業取得期間 | | 日間（　　　年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日）  日間（　　　年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日）  日間（　　　年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日）  　　　　　　　　　　　　　　　計　　　日間 | | |
| 職場復帰日 | | 年　　　　月　　　　日 | | |

**２　申請事業者**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人名 |  | | | | | | | | | | | | | | |
| フリガナ |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者職・氏名 |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒 | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号 |  |  |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  |  |
| 資本金 | 万円 | | | | | 従業員数※１ | | | | 人 | | | | | |
| 問合せ担当者 ※２ |  | | | | | 電話番号※３ | | | |  | | | | | |

※１　正社員のほか、契約社員、パート・アルバイト等を含み、役員を除きます。

※２　本申請に関して問い合わせ対応ができる方を記載してください。また、郵送先を上記と異なる事業所を指定したい場合は、**「４　郵便物の送付先」へ**記入してください。

※３　平日の8時30分から１７時15分の間に、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

**３　誓約事項（□に✓をしてください）**

**□**申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。

□本奨励金申請要項６ページの申請要件をすべて満たしていることを確約します。

**４　郵便物の送付先**

※郵便物の受取りが可能な住所・宛名を記載してください（２と異なる場合のみ）。

|  |  |
| --- | --- |
| 送付先 | 〒 |
| 宛名 |  |

**添付書類**

・雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）

・会社案内または会社概要（ホームページの写し可）

・取組内容と達成した時期がわかる書類の写し（別表参照）

・就業規則の写し

・育児・介護休業規程の写し

・役員名簿（役職名、氏名（漢字とフリガナ）、生年月日、性別を記入したもの。）

・通帳の写し等（請求書に記載した口座情報が確認できる部分）

《別表》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組内容 | 成果目標 | 添付書類 |
| ア　７日以上１か月未満 | 男性労働者（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が１歳２か月に達するまでの間に７日以上１か月未満（勤務を要しない日を除く。）連続した育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、令和７年４月から令和８年３月の間に復帰した。 | ・育児休業取扱通知書  ・育児休業給付金支給決定通知書  ・対象者の出勤簿の写し（復帰日が確認できること） |
| イ　１か月以上３か月未満 | 男性労働者（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が１歳２か月に達するまでの間に、１か月（育児休業の開始日から起算して１か月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含む。）以上３か月未満連続した育児休業を取得し、令和７年４月から令和８年３月の間に復帰した。（分割取得した場合はその合計が３０日以上であれば可。出生時育児休業を含む。）また、出生時育児休業を４週間取得した場合も可とする。（分割取得した場合も可。） |
| ウ　３か月以上 | 男性労働者（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が１歳２か月に達するまでの間に、３か月（育児休業の開始日から起算して３か月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含む。）以上連続した育児休業を取得し、令和７年４月から令和８年３月の間に復帰した。（分割取得した場合はその合計が９０日以上であれば可。また、出生時育児休業を含む。） |